

## 厚生労働大臣の定める掲示事項等（令和8年6月1日現在）

---

---

当院は厚生労働省の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

### 【入院基本料】

#### ■急性期病棟

1日に入院患者10人に対して1人以上の看護職員を配置しています。また入院患者25人に対して1人以上の看護補助者を配置しています。なお、時間帯・休日などで看護職員の配置が異なります。

#### ■地域包括ケア病棟

1日に入院患者13人に対して1人以上の看護職員を配置しております。なお、時間帯、休日などで看護職員の配置が異なります。

#### ■SCU（脳卒中ケアユニット入院医療管理料）

1日に入院患者3人に対して1人以上の看護職員を配置しております。なお、時間帯、休日などで看護職員の配置が異なります。

#### ■HCU（ハイケアユニット入院医療管理料1）

1日に入院患者4人に対して1人以上の看護職員を配置しております。なお、時間帯、休日などで看護職員の配置が異なります。

### 【入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制について】

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制の基準を満たしております。

### 【DPC 特定病院群について】

当院は入院医療費の算定にあたり、包括請求と出来高請求を組み合わせる「DPC 対象病院」となっています。入院医療費は「診断群分類別包括評価（DPC）」方式で計算されます。

※医療機関別係数：1.4889

（基礎係数：1.0583 + 機能評価係数Ⅰ：0.3209 + 機能評価係数Ⅱ：0.0869 + 救急補正係数：0.0228）

### 【明細書の発行について】

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査や処置の名称等、患者さんの個人情報に記載されております。その点を十分に御理解いただき、取扱いには御注意下さい。また明細書の発行を希望されない方は会計窓口にてその旨お申し出下さい。

厚生労働大臣の定める掲示事項等（令和8年6月1日現在）

【入院時食事療養費について】

当院は「入院時食事療養（Ⅰ）」の届出を行っており、常勤の管理栄養士によって適時、適温に管理された食事を提供しています。入院中の食事についてご負担いただく金額は次のとおりです。なお、この負担額は高額療養費制度の対象にはなりません。

区分		1食当たりの食事代
一般		550円
住民税非課税世帯	標準負担額の限度額認定を受けている方	270円
	標準負担額の減額認定を受けており 過去1年の入院日数が90日を超えている方	220円
	老年福祉年金を受給している方	130円

【保険外併用療養費等について】

当院では、個室使用料、証明書・診断書等につきまして、実費のご負担をお願いしております。

■特別療養環境室料金（差額ベッド代）

病棟	ルームタイプ	部屋数	面積	料金(税込)
急性期病棟	個室A	3室	12㎡	14,300円
	個室B	10室	12㎡	10,700円
	2人部屋	1室	17.21㎡	3,300円
地域包括ケア病棟	個室A	3室	12㎡	7,150円
	個室B	11室	12㎡	5,500円
	2人部屋	1室	17.21㎡	2,200円

■文書作成費用等（実費徴収）

（1）診断書・証明書（全て1通につき、税込額）

・一般診断書（当院所定様式）	3,300円	・受診状況等証明書	3,300円
・一般診断書（保険会社）	5,500円	・身体障害者診断書（肢体不自由）	5,500円
・診断書（警察提出用）	4,400円	・自賠責保険後遺症診断書	5,500円
・診断書（運転免許に関わる書類）様式7号	3,300円	・精神障害手帳診断書	5,500円
・アフターケア（新規・更新）	3,300円	・死亡診断書	1,100円
・頭部外傷後の意識障害についての所見	3,300円	・おむつ証明書	1,100円
・運動器損傷証明書	3,300円	・通院証明書	2,200円
・自立支援医療診断書	3,300円	・領収証明書	2,200円

厚生労働大臣の定める掲示事項等（令和 8 年 6 月 1 日現在）

（ 2 ） 診療記録の開示に要する費用（全て税込額）

①開示に要する手数料	②謄写に要する代金等（カルテコピー代）
・本人又は、委任された親族などへの開示 2,200 円	・カラー 55 円
・法令に基づく開示 0 円	・モノクロ 22 円
・親族以外の代理人などへの開示 3,300 円	③放射線検査画像
	・DVD 1,100 円

【入院期間が 180 日を超える場合の費用について】

180 日を超える入院をされた場合は、入院 1 日につき『2,750 円』の保険外併用療養費が自己負担となります。（厚生労働大臣の定める状態等の患者の入院を除く。）

【地域支援・医療薬品供給対応体制加算】

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給を推進するための取り組みを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、医薬品の供給不足が発生した場合に処方変更等に関して適切な対応が出来る体制を整備しております。なお、状況によってはお薬が変更になる可能性がございます。

ご不明な点がございましたら、医師、歯科医師又は薬剤師におたずねください。

【院内トリアージ】

当院は、夜間・休日または深夜において受診された初診の患者さん（救急車等での緊急に搬送された方は除く）に対して、来院後、速やかに緊急性について判断をした場合、診療にかかる料金に「院内トリアージ実施料」を算定しております。

救急外来で診療を行う患者さんに看護師または医師があらかじめ病状を確認させていただき、診療の優先度を決めさせていただきます（院内トリアージ）。診察の順番は、来院された患者さんの緊急度や重症度によって決定しますので、患者さんの症状によっては待ち時間が長くなる場合がありますが、ご了承くださいませようお願いいたします。

【電子的診療情報連携体制整備加算】

当院では、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報・薬剤情報等を活用し、質の高い医療の提供に努めています。また、電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX を通じて、患者様より安全で適切な医療を提供できるよう体制整備を勧めております。患者様の受診歴、薬剤情報、特定健診等その他必要な情報を取得・活用して診療を行っております。

【意思決定支援に関する指針】

人生の最終段階を迎えた患者さんにとって最善の医療・ケアを行うため、医師をはじめとする医療・ケアチームが、患者さん及びそのご家族等に対し適切な説明と十分な話し合いを行い、患者さん本人の意思決定を基本とした医療・ケアを提供することを目指します。

【身体的拘束最小化に関する指針】

身体拘束は患者さんの自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものです。当院では緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束をしない医療・看護の提供に努めます。患者さんの生命または身体を保護するため、切迫性があり、他の手段がない状況下においては、多職種で十分な検討の上、抑制によって起こり得る弊害を予防し取り組みます。